

令和6年度第1回富津市障害者総合支援協議会会議録

発言者	発言内容
1. 開会 能城係長	<p>(14:30)</p> <p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、公私ともにご多用のところ、令和6年度第1回富津市障害者総合支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めます、障がい福祉課の能城と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(配付資料確認)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>初めに、本日の協議会の出席者は19名ですので、富津市障害者総合支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の過半数以上の出席がございますので、会議は成立します。</p> <p>また、本協議会は、富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市民の意見を反映させるために設置する審議会等で、市民が構成員に含まれている会議については、法令等に特別の定めがある場合を除き、公開することとなっております。</p> <p>この規定により、本協議会につきましても、傍聴者の受入れ体制を整備し、会議結果を公表することとしておりますので、ご承知おきくださるよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、会議録作成のため、録音機を使用させていただきますので、ご了承願います。</p> <p>次に、音響設備について説明いたします。会議の中で発言をされる場合は、挙手の上、議長から指名をされたら、職員がマイクをお持ち</p>

しますので、そのマイクを使用して発言していただきますよう、お願いいたします。

2. 市長あいさつ

能城係長 それでは、次第の2「市長挨拶」でございます。高橋市長からご挨拶申し上げます。

高橋市長 改めまして皆様こんにちは。ご紹介いただきました、市長を務めております高橋でございます。司会の言葉と重なるわけですが、委員の皆様には本当にご多忙の中、そして極めて足元の悪い中、本協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本市の障がい福祉行政の推進に当たりまして、それぞれの立場から多大なるご理解とご協力をいただいておりますことを心より感謝を申し上げます。

さて本市におきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間における障がい者施策を計画的に推進していくため、新たないきいきふっつ障がい者プラン第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）の策定をいたしました。

なお、この策定に当たりましては、本協議会の委員の皆様から様々なご意見、ご所見をいただきましたことを重ねてお礼を申し上げる次第であります。

本計画におきましては、これまでの基本理念であります「障がいがあってもその人らしくともに生き生きと暮らせるまち」を踏襲し、支援施策を充実させるとともに関係機関との連携をさらに深め、誰もが住んで良かったと実感できるまちの実現を目指しております。

皆様ご案内のとおり、このゴールデンウィークの前には本市において、人口問題に関する研究をされている団体から、消滅可能性都市だということで10年前と同じ評価をいただくというような大変残念な事態がありました。

私共もしっかりとそういった問題に向き合いながら、どのようにしてこの課題をクリアしていくのかということをして市役所一丸となつて進めてまいりたいと考えております。

その中で、先ほど申し上げましたけれども、どのような方でも、富津市に住んで幸せだな、楽しいな、いいまちだなと思っただくこ

とが、まちづくりの原点だと思っております。

ぜひ今後とも様々な観点からのご指導を賜れば幸いです。

委員の皆様にはこの後、委嘱状を交付させていただきますけれども、繰り返しになりますが委員の立場から、また日常の活動の中から様々なご意見を本市行政にお寄せいただければ幸いです。

令和6年度第1回の協議会にあたりまして簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委嘱状交付

能城係長

続きまして、次第の3「委嘱状交付」に移ります。

市長が皆様の前に行き、お一人ずつ委嘱状を交付しますので、恐れ入りますが、順番が来ましたら、起立ができる方はその場に起立をお願いいたします。

(委嘱状交付)

4. 委員及び事務局紹介

能城係長

次に、次第の4「委員及び事務局紹介」でございます。

まず、委員の皆様を名簿順にご紹介させていただきます。

名前を呼ばれましたら、お手数ですが可能な方はご起立いただき、一言あいさつをいただきたいと存じます。

(委員紹介)

能城係長

以上で、委員の紹介を終わります。ありがとうございました。

次に、事務局を紹介いたします。

(事務局紹介)

能城係長

以上で、委員及び事務局紹介を終わります。

5. 会長・副会長の選出につ

いて

能城係長

次に、資料2ページをご覧ください。

富津市障害者総合支援協議会設置要綱 第6条で、「協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる」となっております。

しかし、皆様方全員が今年度からの委員として委嘱させていただいているため、会長不在であることから、会長が選出されるまでの間、小野田部長が仮議長として、進行させていただきます。

それでは、小野田部長は議長席へ移動をお願いします。

小野田部長

改めまして、仮議長を務めさせていただきます。

それでは、次第の5「会長・副会長の選出について」に進みます。

設置要綱の第5条に「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されております。

それでは、会長にどなたか立候補する方はいらっしゃいますか。

(立候補なし)

次に、推薦される方はいらっしゃいますか。

川名委員

「社会福祉法人アルムの森」理事長の島津委員を会長に推薦します。

小野田部長

ただ今、川名委員から、「社会福祉法人 アルムの森」理事長の島津委員を会長にと推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしの声が多数でございますので、会長を島津委員にお願いしたいと思います。

続いて、副会長にどなたか立候補する方はいらっしゃいますか。

(立候補なし)

次に、推薦される方はいらっしゃいますか。

川名委員

「望みの門ベテル」管理者の森委員を副会長に推薦します。

小野田部長

ただ今、川名委員から、「望みの門ベテル」管理者の森委員を副会長にと推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしの声が多数でございますので、副会長を森委員にお願い

したいと思います。

それでは、会長及び副会長が決まりましたので、仮議長の職をここで解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

能城係長

それでは、島津会長・森副会長は、会長・副会長の席にご移動いただきますよう、お願いいたします。

ただ今、新しい会長と副会長が決まりましたので、島津会長・森副会長からご挨拶をいただきたいと思います。

まず、島津会長からお願いいたします。

島津会長

皆さんこんにちは。

ただ今、委員の皆様方からご選任いただきました社会福祉法人アルムの森の島津です。

森副会長とともに、この2年間、富津市の障がい福祉サービスを円滑にできるように一生懸命やっていきたいと思っています。

16年前に、富津市の総合支援協議会が発足したのですが、当時私が社会福祉課の係長で、当時の県下で富津市と君津市だけがこの協議会がなかったということで。しかし、この16年の間で非常に富津市の協議会が活発に活動しているということで、県の方からもそういった声が聞こえてきております。その活動に恥じないようにこれからもやっていきたいと思っていますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

能城係長

ありがとうございました。

次に、森副会長お願いいたします。

森副会長

望みの門ベテルの森と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく16年前に自立支援協議会が発足したときに、島津さんを中心として各施設の管理者なり施設長なりが集まって、私も就労支援部会長というものを突然仰せつかって初めてやったのですが、そのエネルギーの基となった島津さんとまた一緒にこうして仕事ができるなというふうに思っております。

富津市というとローカルなところなので、当時の協議会の部会の

皆さんと、部会長同士でたまに飲んだりだとか話したりだとかということやをずっと繰り返しながらここまで発展してきたというところと、他の市町村と比べると富津市は各施設の集まりがとても良い、とても仲の良い、そんな協議会だなど思っているところです。

少しでも力になればと思っていますので、どうぞよろしく願いします。

能城係長

ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は島津会長にお願いしたいと存じます。

島津会長

議長として会議を進行させていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議題に入る前に、会議録署名人を決める必要があります。私の指名する方をお願いするということでご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、「地域作業所 和楽」の小池委員と「児童発達支援センター きみつ愛児園」の神子委員のお二人をお願いいたします。

なお、お二人には、後日事務局が調整した会議録を確認していただき、署名をお願いいたします。

6. 議題

(1) 富津市障害者総合支援協議会及び各部会の概要並びに各部会の令和6年度の活動方針について

島津会長

それでは、議題に入ります。

議題(1)「富津市障害者総合支援協議会及び各部会の概要並びに各部会の令和6年度の活動方針について」を議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

平野課長

それでは、議題(1)「富津市障害者総合支援協議会及び各部会の概要並びに各部会の令和6年度の活動方針について」説明いたします。

資料3 ページ「富津市障害者総合支援協議会 基本構成図」をご覧

ください。

本協議会は障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい福祉サービスを円滑に実施するために設置され、年齢・性別・状態等を問わず、誰にとっても住みやすく、生活しやすいまちづくりを目指す協議会です。

この協議会は、様々な関係機関の方により構成され、障がいのある方及びそのご家族に関する支援策等を中心に協議しつつ、障がいのある方及びそのご家族とあらゆる周囲の環境・地域との接点で潤滑油のような役割を果たします。

資料4ページをご覧ください。

本協議会とこの後説明いたします各部会及び各種会議などの概要一覧となっております。

本協議会につきましては、今年度は本日を含め、年度中に2回開催する予定です。

次に、資料5ページ「富津市障害者総合支援協議会部会設置要領」をご覧ください。

第1条で、「富津市障害者総合支援協議会における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会」とあり、第2条で設置する部会の名称及び所掌事務を規定しております。

次に、各部会について簡単にご説明いたします。

資料7ページ「各部会の概要及び令和6年度活動方針」をご覧ください。

まず、就労支援部会につきましては、障がいのある方の就職や実習などがスムーズにできるよう、その基盤整備をしていくことが役割と考え、障がいのある方と企業それぞれのニーズや課題解消に繋がる活動を行っております。

令和6年度の活動方針は、「障害者就労施設物産展の販売方法の拡大の検討や、障害者優先調達推進法の周知」「企業が障害者雇用する際の有益な情報を事業者向けに提供する説明会の開催」となっております。

次に、地域生活支援部会につきましては、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、連絡・調整・研究・広報等を行っております。

資料8ページをご覧ください。

令和6年度の活動方針は、「障がいのある方及びご家族等が安心して地域で暮らせるために、関係機関のネットワークの構築、災害等に

対応するための課題の整理、地域の見守り体制の強化についての検討」となっております。

次に、子ども部会につきましては、保護者・当事者団体・保育所（園）・幼稚園・教育機関など多様な機関で構成され、「障がい児支援に関する事項の調査審議」に係る事務を所掌しており、併せて保護者や支援者支援のための活動を行っております。

令和6年度の活動方針は、「スキルアップ講座の企画」「子育て交流会の開催継続」となっております。

資料9ページをご覧ください。

権利擁護部会につきましては、「障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくり」を目標に活動しております。

令和6年度の活動方針は、「あったかふつつエンジョイトークとして、意思決定支援について個人が考える場を設け、より良い支援につなげていくための研修を開催」となっております。

また、資料9ページから10ページにかけて記載しておりますが、ただ今説明いたしました4つの部会とは別に、協議会全体の運営を円滑に行うための「連絡調整会議」、障がいを理由とする差別の解消の推進に関することを協議・検討する「障がい者差別解消会議」、協議会の広報活動に関することを協議・検討する「広報会議」の3つの会議が設置されており、例年どおり必要に応じて会議を開催してまいります。なお、資料に記載はありませんが、市内の事業所職員等が参加し、事例検討を行っている「相談支援関係事業所連絡会」を月に1回開催しております。

簡単ではございますが、以上で議題（1）「富津市障害者総合支援協議会及び各部会の概要並びに各部会の令和6年度の活動方針について」説明を終わります。

島津会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

それでは、ないようですので、議題（1）「富津市障害者総合支援協議会及び各部会の概要並びに各部会の令和6年度の活動方針について」を終わります。

(2) 富津市基幹相談支援センターの令和5年度事業実績報告及び事業評価について

島津会長

続いて、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和5年度事業実績報告及び事業評価について」を議題とします。

事務局及び富津市基幹相談支援センターより説明をお願いいたします。

平野課長

それでは、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和5年度事業実績報告及び事業評価について」説明いたします。

まずは簡単に、富津市基幹相談支援センターの概要を説明させていただきます。

資料11ページをご覧ください。

富津市基幹相談支援センターは、障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であります。

令和2年度に公募型プロポーザル方式により、社会福祉法人薄光会と委託契約を締結し、令和3年4月1日に開設いたしました。

職員は、社会福祉士・精神保健福祉士・作業療法士等の資格を有する専門職を5名配置し、「障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援に関すること」「相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組に関すること」など、富津市基幹相談支援センター設置要綱第4条に定める7つの業務を実施しております。

基幹相談支援センターの運営に関しましては、国の地域生活支援事業実施要綱において、市町村は、基幹相談支援センターを委託するに当たっては、協議会等において、実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこととなっています。

今回、委員の皆様には、令和5年度の事業実績報告及び事業評価についてご説明させていただき、ご意見を伺いたく、お願いさせていただきます。

なお、詳細につきましては、委託先である「富津市基幹相談支援センター」の大森管理者からご説明させていただきます。

大森管理者

富津市基幹相談支援センター管理者をしています大森と申します。よろしく申し上げます。

富津市基幹相談支援センターは今年で4年目になります。昨年度までが3年1期で終了して、第2期目が始まるという形になっております。様々な皆様に支えられて基幹事業を進めておりますので、そちらのご報告をさせていただければと思っております。

私が報告させていただくのは13ページからのものになっています。9つの事業を実質やっている形になっていて、14ページに計画・報告と書いてあるものから17ページに自己評価という形になっていて、それが9つ同じように事業報告、自己評価という形で書いてありますので、そちらをご案内させていただくのですが、量がそれなりにございますので、自己評価をかいつまんでご説明させていただいて、あとはお読みいただくとありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは17ページをお開きください。

「(1) 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援」についてになります。こちらは基幹相談支援センターのメインの事業という形にはなるかなと思っております。

先ほど課長からご案内いただいたとおり、基幹センターは5人の職員を配置しております。ソーシャルワーカー以外に作業療法士や心理士なども配置していますので、いろいろなケースに当たることが出来ます。

特に2番目にあります業務の質というところを大変重視しております。日々様々なケースが舞い込んでくるのですが、週1回打ち合わせを必ずしまして、チームとして対応できるようにすり合わせを行っているところでございます。

続きまして20ページをお開きください。

「(2) 相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制強化の取組」という形になっております。

市内には計画相談と言われるプランを書く事業所が4事業所あります。こちらは人員配置が様々であって、1人しか相談支援専門がいらっしゃらないところから、多数配置しているところと様々あります。

計画相談を書く苦労とか難しさ、楽しさと、それぞれいろいろあるのですが、そちらの各事業所を支えるというのが基幹相談支援センターの役割の一つという形になっていますので、こちらも重要視している業務になっています。

理解力・判断力というところに書かせていただいておりますが、各相談支援事業所への訪問活動を進めています。年間、各事業所に対して3回から4回個別に訪問させていただいて、各相談支援専門員さんのご苦勞を伺ったり、アドバイスをさせていただいたりというようなことをさせていただいております。

その体制を作っていくということでは、一番下の企画力・計画力のところにも書かせていただきましたが、障がい分野ではないところとの関わりというところを重視しています。

こちらでは地域包括支援センターのことを書かせていただいておりますが、中核地域生活支援センターの方とか、あとはくらしとしごとの相談支援センターの方とかとも定期的にお話をさせていただく機会を設けまして、ケースに困ったときではない、普通のときの連携を重視しているというような活動をさせていただいております。

続いて22ページになります。「(3) 障がい者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進の取組」ということになります。

富津市には入所施設が2つあります。どんぐりの郷と豊岡光生園になります。地域移行は精神科病院からの退院ということで、もちろんそちらの支援に入っていくわけなのですが、入所施設からの地域移行ということも、実は富津市としてはかなり大きい出来事になるだろうなと思っていますので、こちらは両方の施設長さんのご理解のもと、現場の方と地域生活と入所施設のあり方みたいなどころの検討を、かれこれ2年ぐらい重ねてくることができていると思います。引き続き検討させていただければと思っていますところですが、こちらは企画力・計画力という一番下のところに書かせていただいているような内容になっています。

続きまして24ページです「(4) 障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること」ということになっています。

基幹相談支援センターは虐待防止のセンター業務をお受けしているわけではなくて、虐待に関する対応に関しては障がい福祉課の方でやっていただくことになるのですが、私ども基幹センターとしては研修の企画みたいなどころで関わることが多いかなと思っています。

外部の方から研修の依頼をいただいて、出向いて研修させていただいたこともありますし、協議会の権利擁護部会と連動しまして、企画をさせていただくなんていうこともありましたので、こちらも継

続して今年度もやらせていただければと思っているところです。一番下のところに書いてあります。

続きまして27ページ「(5) 地域生活支援拠点事業に関すること」となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で自分の過ごしたいように過ごせるための仕組み作りが、地域生活支援拠点のざっくりとしたご案内になるわけなのですが、地域生活を続けられなくなってしまったときに緊急的に対応するというのも重要なのですが、そういう緊急事態に陥らないために体制をどのように作るかということに注視して活動させていただいております。

理解力・判断力のところに書かせていただいているのですが、コーディネーターを1名、基幹の中で指名して配置しております、こちらが緊急事態に陥らないために、あまりサービスを使ったことがないご家庭等に市の障がい福祉課のケースワーカーと一緒に足を運んで、事業の説明をしたり、業務の説明をしたりということをしていただきながら、緊急事態に陥らないような仕組み作りのところを一生懸命させていただいております。

予防的な活動ですので、実はなかなかどのような実績かとは言いづらいところはあるのですが、ただこちらはやはり丁寧にやる必要があるだろうということで力を入れて、やらせていただいているところになります。

続きまして31ページになります。「(6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関すること」になります。

医療的ケア児の協議の場は富津市の障がい福祉課と一緒にやらせていただいて、4市の対応になっています。そこに基幹センターの方には医療的ケア児等コーディネーターが配置しましたので、そちらと一緒にお話を進めさせていただきまして、昨年度はその協議の場が設置されましたので、具体的な活動が始まりました。

医療的ケア児と呼ばれるお子さんは富津市では数が限られていて、誰がどこに住んでいるかということが分かっていますので、昨年は一歩踏み込んで、実態調査までできています。そのため、どのようなサービスを使っている、どのようなニーズがあるのかということが昨年度わかりましたので、こちらはすごく推進できたのかなと思っています。今年度はその聞いた言葉を基に、更なる推進が図られればと思うところです。

続きまして34ページ「(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケ

アシシステムの構築に係る協議の場に関すること」を行っています。

こちら各各市で作るこのケアシステムの場の協議の方に基幹センターとして参加をさせていただいています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムという形で、これは精神障がいをお持ちで、地域でお住まいの方をどう支えるかということなので、その障がいをお持ちの方が富津市だけで生活しているわけではないので、圏域をまたいで、色々な共通項についてお話をさせていただくわけなのですが、各種の対応ということも求められている中、特に一番下にあります企画力・計画力のところに書きました、「家族の小さな勉強会」とか、今日も実は開催しているのですが、「しゃべり場」みたいな場を作って、なかなかお集まりいただけない当事者とかご家族のお悩みとかピアの場みたいなところを設置することが昨年度できました。こちらはコロナ禍になってからなかなか対面で色々なお話をする場を失ってから久しかったのですが、何とかこのような場を作ることができたことは、地域包括ケアシステムに一石を投じるような活動になったかなと思っていますので、今年度以降はこちらもまた、継続して盛り上げていけたらと思っていますところでは。

続きまして38ページ「(8) 法第77条第1項第3号に規定する事業」ということになるのですが、こちらは各市が必ずやらなければならない、障がい者相談支援事業のことを指していきまして、いわゆるケースワークになります。

富津市は障がい福祉課の中に3障がいに対応したケースワーカーを置いていただいているのですが、委託事業としてもケースワークを行っています。

主には、例えばサービスを使っていないとか、誰にもなかなか繋がりが切れていないというような方々に対する支援を進めています。

業務の量の自己評価のところにも書いてあるのですが、こちらもち打ち合わせの場を重視しているところでは。特にこちらは基幹センター内だけの打ち合わせではなくて、身体 of 専門・精神 of 専門・知的 of 専門の市のケースワーカーと一緒に打ち合わせを月一回必ずやりまして、対応していないところがないか、漏れがないか、困っているところはないかということを確認して打ち合わせをしながら進めさせていただいているという形になっております。

こちらもちサービスを使っていない地域の障がいの方というのは多くございまして、「助けてくれ」とか「用があるんだけど」となかな

か発することができなかつたりする方に対する支援だつたりしますので、出かけていくことなども重視して、引き続き課のケースワーカーと話を進めていけたらと思っているところです。

最後になりますが42ページをお開きください。「(9)前各号に掲げるもののほか、業務の実施に付随すること」という形で富津市基幹相談支援センターえこが独自にやっている業務が3つほどございます。1つはこの協議会の事務局を一部受託するという形になっています。

主に連絡調整会議と言われるところで私どもは活動していただき、4つある部会の連携の方を担わせていただいています。今日の協議会が終わった後、会長・副会長と日程等を調整しまして、部会活動が始まっていくわけですが、そちらの実務の方を担当させていただきます。昨年度も特に後半からコロナ明けで研修等も含めて活発な活動ができたのではないかと思います。

2つ目に県の事業なのですが、障害児等療育支援事業という事業を受託しています。

こちらのいくつかのメニューの中で特に基幹センターが重視しているのは市内の保育所、幼稚園、小学校等を巡回させていただく事業になっています。

専門の作業療法士と心理士を雇うことができましたので、こちらを中心に、各保育所、小学校、幼稚園等を回っています。

こちらはおかげさまでもう10年以上この事業をさせていただいていますので、保育所の現場の先生だった方が所長さんになられてなんていう中で、障がいの専門ではない方たちが、障がいのある子を見立てられるというような状況が整ってきたのは非常に良い取り組みをしてきたなと思っているところです。

会長になりました島津さんと16年前にテコ入れでやった事業だと思っているところですので、なかなか感慨深いなと思っているところなのですが、引き続きこちらを進めていけたらと思っています。

最後に、防災に関することを防災安全課や地域生活支援部会と一緒に進めさせていただいています。令和元年台風のときの被災状況はまだ記憶に新しいところがありまして、私もあのとき天羽地区の山間部で連絡が取れなくなったご家庭に入っていて、ニード調査などをしたことを覚えています。支援する側も被災するということを、あのときはまざまざと思い立って、計画に書いてあるからとかプラ

ンに書いてあるから上手くいくのかといったら、そういうわけではないということも理解しましたし、あのときに身体障がい者1級の方がすごく取り残されているんだという話で、どういうことかと思って地域に入っていったら、ペースメーカーだとか、透析の方がいるんだということが、そのとき初めて分かったことでもありましたので、防災というところをきっかけに安全な地域づくりも推進していければ良いかなと思っていますところでは。

以上3つがこの(9)になっていまして、まとめてそれなりにやってこれたという自負もありましたので、このような自己評価をさせていただいているという形になります。また、新規の3ヶ年の受託もいただきましたので、引き続き推進しますとともに、また来年のこの時期には令和6年度の事業報告をさせていただくことになると思いますので、そのときにはまた皆様の忌憚のないご意見等をいただけるとありがたいと思っております。

簡単であります但し私からの報告は以上になります。

平野課長

最後に、市から事業評価について説明いたします。

資料43ページをご覧ください。

業務ごとに、委託先である「富津市基幹相談支援センター」の自己評価と市の評価を記載しております。

自己評価は225点中153点、市の評価は225点中153点となります。

市の総評といたしましては、概ね実施計画どおり出来ていること。また、相談件数は増加しており、その内容も多種多様なものとなっているが、ケースに応じて丁寧に対応を図ることが出来ていたことから、令和6年度も引き続き、「富津市基幹相談支援センター」と委託契約を締結し、事業を実施しております。

以上で、議題(2)「富津市基幹相談支援センターの令和5年度事業実績報告及び事業評価について」説明を終わります。

島津会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局及び富津市基幹相談支援センターより説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

多田委員

豊岡光生園の多田です。意見といたしますか、お話を聞いていて、い

くつか思ったことがあるのでお話しさせていただきます。

最後に自己評価とか市の評価の欄を見ていて、私が評価できるようなものではないのですが、もっと良い点数をつけても良いのではないかと思うところが多くて、例えば、私は障がいをお持ちの方々が入所で生活している事業所にお世話になっているのですが、自立支援協議会ができてから、途中総合支援協議会という名前に変わって、部会等で皆さんが一生懸命活動されていく中で、以前は本当に崖っぷちというか切羽詰まっていた状態が、富津市内の障がいをお持ちの方々の家庭で起きて、本当に突然、夕方だったり暮れだったりに「預かってくれ」というケースが非常に多かったですよね。一番かわいそうなのは、とにかくご本人が本当に慣れないところに突然連れてこられて、家庭の事情等でそこで1ヶ月や2ヶ月生活する方もいました。

要は先ほど大森さんからも話がありましたけれども、緊急を無くしていこうというような取り組みなんかは、私どもの入所施設としてはものすごく一生懸命やっていたいただいた結果だなと思っています。

それと、権利擁護部会の方で研修会を毎年行ってくれているのですが、研修の内容もとても良いものですし、何よりもコロナ禍はまだ少し抜け切れないところがあって、Zoomでの研修なのですが、とにかく市内の事業所の職員の方々が一生懸命参加して、市内全体で勉強しているという雰囲気が出てきていることがすごく良いなと思っています。

最後に地域移行に関する事で、障がい者支援施設や病院からの地域移行に関しても思ったことがあるのですが、地域移行というと丁寧さに欠けてしまうというか、言葉の問題じゃないですけど、この話をいろいろ考えていく中で、例えばうちの事業所なんかは「施設利用から地域に」というような表現ではなくて、もっと一人ひとりのことをよく考えてあげる。例えば、本当にここで生活していて良い方なのか、もっとより良い生活はないのかという観点というか、その辺を考えていくことが地域移行に繋がるかというような考えが必要だとか、それもやはりこの協議会等でいろいろお話を聞いて、事務所に帰って職員と話している中で生まれてきた考え方というか、やはりここで学んで持ち帰って、働いている方々にきちんと伝えて、それで富津市の福祉がより前に進んでいくような形に繋がっていただければ良いなということを思いました。

島津会長

どうもありがとうございます。
貴重な意見を伺ったので、協議会としても行政の方といろいろ調整しながら進めていきたいなと思います。
事務局は何かありますか。

平野課長

ご意見ありがとうございます。
もう少し本当は点数が高ければ良かったかもしれないのですが、コロナ禍で少し活動も滞っていた部分もございましたし、また配点の方の5点というのは大幅に上回って活動ができたということなので、5点をつけるのはなかなか難しい面もありました。
また今年度からも業務の委託を行いますので、評価していきたいと思えます。

島津会長

ありがとうございます。
富津市の基幹相談に関しては色々なところから耳に入ってくるのですが、非常によく頑張ってくれているという話を聞きます。

4市の基幹相談の連絡会みたいなものはやっていらっしゃるのですか。

大森管理者

4市の連絡会は、去年中核の並木さんにお力添えをいただきまして一度連絡会をやることができました。

その4市の連絡会より先に実は全県の連絡会が立ち上がってしまして、全県の連絡会の中で南総ブロックという形で、この4市と市原市、あとは長生村まで含めた南総ブロックというのが立ち上がっていて、そちらで連絡会とか、あとは勉強会みたいなことをやっているという状況があります。

島津会長

ありがとうございます。
医療機関の先生2人いらっしゃっているので、先生方から見たこの富津市の総合支援協議会または基幹相談、何でも構わないのですが、一言ずついただけますか。

三枝委員

三枝でございます。
普段なかなか障がい者の方々と我々医療機関が関わることは少な

いので、具体的にどのような活動をされているかもよくわからない現状なのですが、その中でやはり医療的なことが必要な分野があれば、これは遠慮なくご相談いただければ、我々としてもできるだけ対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

古関委員

木下記念学園クリニックの古関です。

私はこの基幹相談支援センターには本当にお世話になっていません。

医療だけの努力ではとても駄目な例も多いんです。例えばひきこもりなんかは1、2度家族が連れてきても、私どもも無下に扱っているわけではなくて、一生懸命対応しようとするのですが、それでもやはり、ずっと10年20年と引きこもっている人がそんなには来れません。病院とは言え。

そういうときに大変お世話になっておまして、その後1年もずっと通っていて、さらに基幹センターの骨折りで就労とまではいかないけれど、B型ぐらいには通っておられるという方もおられて、あと児童なんかでもやはり非常に困った児童もいらっしゃるのですが、その方たちについてもかなりご協力いただいております。

うちのクリニックは本当に基幹センターのおかげでもっているのではないかというぐらいに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

島津会長

ありがとうございました。

他の方から何かございますでしょうか。

ないようですので、議題（2）「富津市基幹相談支援センターの令和5年度事業実績報告及び事業評価について」を終わります。

（3） 富津市地域生活支援拠点の令和5年度運用評価について

島津会長

続いて、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和5年度運用評価について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

平野課長

それでは、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和5年度運用評価について」説明いたします。

まずは、地域生活支援拠点について簡単にご説明させていただきます。

資料44ページをご覧ください。

地域には、障がい者等を支える様々な資源が存在していますが、それらの間の有機的な結びつきが、必ずしも十分とは言えない状況となっています。今後、障がいのある方の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障がいのある方及びその家族が、地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談体制や必要に応じた受け入れ態勢等の整備を図ることを目的としています。

国が示す、地域生活支援拠点が整備する機能は、「相談支援」の機能、「緊急時の受入れ・対応」の機能、「体験の機会・場」の機能、「専門的人材の確保・養成」の機能、「地域の体制づくり」の機能の5つがあります。

この5つの機能を有機的に結び付け、地域生活支援拠点を円滑に実施するため、基幹相談支援センターが全体のコーディネートを担います。

地域生活支援拠点事業における5つの機能の基本的な運用方法等について定めた運用方針(案)を作成し、地域生活支援拠点事業に参加意向のある障害福祉サービス事業所に対する説明会の開催、事業所からの意見を調整した後、運用方針を決定し、令和4年6月1日から地域生活支援拠点事業の運用を開始しました。

資料45ページをご覧ください。

この「富津市地域生活支援拠点 令和5年度運用評価シート」は、各機能の機能概要、運用方針、令和5年度の運用状況、令和6年度の運用方針などが記載されております。

5つの機能を全て同時に整備・開始することは非常に困難であることから、それぞれの機能に優先順位をつけ、取り組んでまいりました。

ここでは、優先順位の高いものから説明をさせていただきます。

まず、「機能名称」が「⑤地域の体制づくりの機能」で「富津市の運用方針」が「(1)地域住民への理解促進」の「令和5年度運用状況」としては、市ホームページ等による広報や区長会議等で周知を図りました。「課題と令和6年度運用方針」については、地域で身近に関わる方との連携体制が不可欠であることから、引き続き周知活動を行う、としております。

続いて、「機能名称」が「①相談支援機能」の「令和5年度運用状

況」としては、基幹相談支援センターや相談支援事業所が把握している優先順位の高い対象者について、台帳登録と緊急時対応情報シートの作成を行いました。

また、障害福祉サービスに繋がっていない療育手帳所持者で優先順位の高い対象者に対し、自宅訪問を行い、登録勧奨を実施しました。

「課題と令和6年度運用方針」については、引き続き、事前把握・登録に努めるとともに、先ほど申しあげました自宅訪問により登録勧奨を実施したものについて、登録には至らなかったことから、登録につながるような勧奨方法を検討する必要がある、としております。

続いて、「機能名称」が「③体験の機会・場の機能」の「令和5年度運用状況」については、本人からの意向がないことにより、体験の機会・場の提供までに至るケースがありませんでした。

「課題と令和6年度運用方針」については、体験はあくまでも本人の意向が優先されることから、体験に至るまでの本人に対するアプローチ方法を検討していく必要があります。また、体験に至った成功事例があれば、次も続きやすいため、まずは1件の事例を目指していく、としております。

続いて、「機能名称」が「②緊急時の受入れ・対応機能」の「令和5年度運用状況」については、緊急時の受入れ・対応になるケースがありませんでした。

「課題と令和6年度運用方針」については、台帳登録のある対象者については、市・基幹相談支援センター・相談支援事業所により定期的に進捗状況を確認する場を設けることで、緊急時の対応が円滑に行えるようにする、としております。

続いて、「機能名称」が「④専門的人材の確保・養成機能」の「令和5年度運用状況」については、専門的人材の確保・養成にまで至りませんでした。

「課題と令和6年度運用方針」については、まずは他の機能を推進し、地域生活支援拠点事業の運用を進め、その上で人材の確保・養成についても検討をしていく、としております。

続いて、「機能名称」が「⑤地域の体制づくりの機能」で「富津市の運用方針」が「(2)-1 地域の多様な社会資源との連携」「(2)-2 地域全体で支える各種サービスの提供体制」の「令和5年度運用状況」については、地域課題やサービス提供体制整備方策の検討までに至りませんでした。

「課題と令和6年度運用方針」については、登録事業所の中に居宅介護サービス事業所がないことから、登録に向けてアプローチしていく必要がある、としております。

富津市地域生活支援拠点事業の運用が開始し、令和6年度は3年度目を迎えます。それぞれの機能について精査をしながら、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、運用を進めてまいります。

以上で、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和5年度運用評価について」説明を終わります。

島津会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明がございましたが、何かご意見やご質問はございますか。

私から良いですか。

富津市の地域生活支援拠点事業に関して、協議会はどのような立ち位置で関わっていけば良いのか、まだ私もこの評価だけ見ても分からないところがあるので、できたらこの協議会がどのような形で関わっていくべきかということをお教えいただきたいのですが。

能城係長

地域生活支援拠点につきましては、障害者総合支援協議会の各部会の活動を通じまして、各事業所の方と連携を図られております。

そういった部会との関係があることから協議会の方でもお話しさせていただきまして、毎年このような形で前年度にどのような活動をしたか、また翌年度どのようなことをするかということについてご説明させていただきまして、皆様からご意見をいただければということでご考えております。

島津会長

はい、分かりました。

それともう一点ですけれども、基幹相談支援事業と地域生活支援拠点事業等と組み合わせて、国の方が2年ぐらい前に重層的支援体制整備事業というものを各市町村でやるようにというところで、行政もすごく色々な制度が出てきて大変だとは思いますが、現状で重層的支援体制整備に関して、今日の議題とは違うのですが、その辺の進捗、また近隣3市はどうなっているのか、もし分かったら教えて

いただきたいのですが。

君津ふくしネットの方で多少の把握をしているとのことなので、並木さんお願いできますか。

並木委員

君津ふくしネットの並木です。この圏域を担当しておりますので重層的支援体制整備事業についてお答えさせていただきます。

木更津市はもう以前から始めているのですが、今年度より袖ヶ浦市、君津市が重層的支援体制整備事業を開始しました。

県下では12市が現在取り組んでいるところであります。

島津会長

富津市はまだということですね。

担当課がどこなのか。障がい福祉課ではないですね。

能城係長

富津市につきましては、関連する部署が障がい福祉課、社会福祉課、介護福祉課等が考えられるのですが、どこが担当というところはまだ今のところは定まっておりません。

島津会長

はい、分かりました。

委員の方から何かありますでしょうか。

ないようですので、議題（3）「富津市地域生活支援拠点の令和5年度運用評価について」を終わります。

（4） その他

島津会長

続いて、議題（4）「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。

他にないようですので、以上で議題を終了します。

7. その他

島津会長

次に、7「その他」として、事務局から何かありますか。

能城係長

事務局より、ご連絡させていただきます。

例年、計画策定年度を除き、本会議は年2回開催しております。今

年度は計画策定年度ではないことから、年2回の開催を予定しております。

第2回目の会議は令和7年2月頃の開催を予定しております。開催に際しては、改めて文書にて通知させていただきますので、ご承知のほど、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

島津会長

その他、何かありますでしょうか。

8. 閉会

(15:45)

島津会長

なければ、以上をもちまして、令和6年度第1回富津市障害者総合支援協議会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。